

「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」見直し概要

計画見直しのポイント

本計画を策定した令和2年度から5年目となる令和7年度に向け、①子どもの権利擁護、②家庭養育優先原則・パーマネンシー保障、③こども家庭支援体制の構築に重点を置き計画の見直しを行う。

①子どもの権利擁護

- 改正児童福祉法(令和6年4月施行)により子どもの権利擁護に関する環境整備が法定化され、県の業務と明記された。
- 児童相談所による意見聴取等措置の徹底や意見表明等支援事業を計画的に推進する。

②家庭養育優先原則・パーマネンシー保障

- 子どもにとって、変わらない人・家・場所・物を保障し守っていくことが必要となる。
- 市町村の予防的支援により家庭維持を目指す。
- 代替養育を必要とする子どもには、里親委託やファミリーホームへの委託、困難な場合には、小規模・地域分散化された施設への入所措置を行う。

③こども家庭支援体制の構築

- 改正児童福祉法により母子保健と児童福祉の一体的な運営を行うことで、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目なく、漏れなく相談支援を行うこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となった。
- 全ての市町村に対し、こども家庭センターの設置を促進するとともに、家庭支援事業の導入を促し、家庭及び養育環境の支援を強化する。

計画見直しの主な内容

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

- 社会的養護下にいる子どもの権利を保障する取組を推進する。
- 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の理念のもと、こども家庭センターを中心とした支援体制を構築し、児童虐待の未然防止に取り組む。

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

- 里親支援センターによる一貫した支援体制の構築等、里親等への支援を効果的に実施する。
- 児童養護施設等を退所後の支援を強化するため、社会的養護自立支援拠点の充実・強化を図る。

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

- 児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、高い専門性を備え柔軟で広い視野も有する職員を育成する。
- 一時保護所における子どもの権利を保障するための取組を行う。
- 各児童相談所に家庭養育推進チームを配置し、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを徹底する。

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

赤字：前回の計画から見直す箇所

児童虐待の発生を予防するとともに、発生しても迅速かつ的確に対応できる体制の整備を目指す。

項目	現状と課題	主な対策	目標
1 子どもの権利の保障	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法では、全ての子どもに適切な養育や健やかな成長・発達が保障されることが明確化 改正児童法(R6.4施行)により、子どもの権利擁護に関する環境整備が都道府県の業務となり、一時保護決定時等の意見聴取措置の法定化、子どもの意見表明等支援事業の創設 子どもが意見を表明しやすい環境を作ることが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育を推進 社会的養護下の子どもたちに権利擁護に関する情報を提供、相談できる環境の整備 子どもが意見を自ら表明する機会の提供 子ども自身がSOSを発信できる仕組み作り 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待による死亡事例 ○子ども相談窓口の設置 ○子どもの意見表明等支援事業の実施
2 家庭養育優先の原則・パーマネンシー保障	<ul style="list-style-type: none"> 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、市町村の予防的支援により、家庭維持のための取組を行う必要がある 代替養育が必要な子どもに対しては、里親やファミリーホームへの委託を検討し、困難な場合には、小規模・地域分散化された施設への入所を検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センター設置や家庭支援事業の促進 「施設児童のパーマネンシー保障の推進」「里親委託・里親支援の推進」「市町村への支援」の3要素を中心的な目的・役割をした家庭養育推進チームを配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭センターの設置市町村数 ○家庭支援事業の実施市町村数 ○各児童相談所へ家庭養育推進チームの配置
3 妊娠期から子育て期までの切れ目がない支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目がない支援が必要 心中以外の虐待死事例では0歳児の割合が約半分であり、虐待を未然に防止するため、市町村の母子保健部門と児童福祉部門の連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健機能と児童福祉機能の機能を備えた子ども家庭センターの設置・運営を支援 母子保健従事者が児童虐待に対する理解を深める研修を実施 市町村が実施する家庭支援事業を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭センターの設置市町村数(再掲) ○家庭支援事業の実施市町村数(再掲)
4 市町村への支援と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における虐待相談対応件数も増加・高止まりの状況 支援を要する子ども・妊産婦等へ早期の支援を実施し、虐待の発生を未然に防止することが重要 要保護児童対策地域協議会(要対協)の機能強化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健機能と児童福祉機能の機能を備えた子ども家庭センターの設置・運営を支援 市町村が実施する家庭支援事業を促進 要対協の機能強化に向け、職員研修やアドバイザーを派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭センターの設置市町村数(再掲) ○家庭支援事業の実施市町村数(再掲)
5 地域で支援する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に相談先がなく、孤立化し、児童虐待に繋がることが多い 公的サービスに繋がらない家庭には、行政や地域が連携してサポートし、必要な相談・支援をすることが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センターを中心とした仕組み作りを支援 子育て支援に関わる団体等と連携し、地域の子育て家庭を支える仕組みを作る 	
6 広報・啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の通告義務と通告先のさらなる周知が必要 児童虐待の未然防止のため、相談先などの周知が重要 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の正しい知識や通告義務を広報し、理解を促進 SNS相談など、気軽に相談できる相談先の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待による死亡事例 ○SNS相談対応件数
7 DV対策との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 心理的虐待が増加しており、多くが面前DVによるもの DV対策と児童福祉の連携が重要 DV被害を含めた困難女性への対応も推進する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待部門とDV対策部門の合同研修の実施 児童虐待防止の啓発と連携した広報の実施 市町村における困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○困難な問題を抱える女性支援基本計画策定市町村数
8 関係機関との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携し、問題の早期発見と対応が重要 警察との情報共有により、虐待の早期発見と子どもの安全を確保 医療機関や学校などは虐待の早期発見に重要 	<ul style="list-style-type: none"> 警察との情報共有システムの構築により連携を図る 教職員や医療機関向けの研修を実施する 医療機関等のネットワークにおいて、児童虐待への対応力の向上を図る 	
9 児童家庭支援センターの設置の推進と機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童家庭支援センター(児家セン)は、地域と連携し、家庭に専門的な助言や指導を行う施設 児家センの設置はおおむね目標通り進んでいるが、県内全ての相談に対応できておらず、要対協への参加も一部の市町村で未加入 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての市町村が、児家センの相談支援の対象地域となり、要対協へ加入するよう、さらなる設置促進に向けた支援を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童家庭支援センターの設置数

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

保護者の虐待や不適切な養育により家庭で暮らすことができない子どもは、できる限り家庭と同様の環境で養育される必要があることから、里親委託の一層の推進や、施設における家庭に近い環境での養育の実現を目指す。

項目	現状と課題	主な対策	目標
1 社会的養護が必要な子どもたち(将来推計)	<ul style="list-style-type: none"> 里親や施設による養育を必要とする子どもの数を推計 里親等委託率(千葉県・千葉市)を設定 		
2 里親委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> 里親登録数と児童を委託している里親数は増加しているが、委託率の目標達成にはさらに増加が必要 児童を委託されていない未委託里親への委託を進めることも必要 里親の養育技術向上のための研修と支援に取り組む必要がある 里親支援センター設置等、民間業者との連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の広報活動を強化し、里親登録数を増加させる 里親向けの研修を強化し、養育技術の向上や、未委託里親への委託を増加させる 里親家庭への訪問支援や養育支援等を強化し、負担の軽減を図る 里親支援センターの設置等、民間との連携を図る 	○里親等委託率(千葉県・千葉市) ○登録里親数 ○里親支援センターの設置数
3 ファミリーホームへの支援と設置の推進	<ul style="list-style-type: none"> FHは個人が運営するケースが多く、運営等への支援が必要 養育が難しい児童の委託も多く、専門性の高い支援が必要 養育者の高齢化や情報交換の機会不足など、養育技術の向上を図る仕組みを検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーホームの設置を支援するため、相談・指導や経費の補助を行う 養育者の資質向上のため、研修を強化し、受講しやすい環境を整備 運営者の負担軽減のため、他施設との連携体制を構築 	○ファミリーホームの数
4 施設における家庭的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員の確保と育成が課題であり、人材の採用が難しくなっている 職員の資質向上と定着のため、研修や労働環境の改善が必要 施設の改築や建替、地域小規模児童養護施設の設置への支援が必要 地域や市町村等の関係機関と連携した施設の高機能化や多機能化・機能転換への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 職員確保・育成のための補助や研修費用の補助等の強化 高度な知識や指導力を持つ職員の育成のため、研修を実施 小規模化・地域分散化を推進するため、施設の建替や設置を支援 施設の高機能化や機能転換に向け、情報交換と施設ごとの支援を実施 	○施設の小規模化の実施状況 ○地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケアの実施数
5 新たな施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 施設の小規模化等により、定員は大幅に減少する見込み 令和2年度に一時保護所を増設し、定員の増員を行ったものの、平均入所日数は2ヶ月を超える年もあり、全国で最上位 施設入所の待機児童が多く、早急な改善が必要 里親・FHへの委託は推進しており、令和6年度までに2つの児童養護施設が新設見込みであるが、依然として社会的養護の受け皿が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 2つの児童養護施設の開設(予定含む)に加え、令和7年度以降、さらなる増設を検討 乳幼児の医療的ケアニーズに対応するため、病院併設型乳児院の設置について検討 	○新たな民間の児童養護施設の設置
6 自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 里親や施設で育った子どもたちは、自立する際に親の支援を受けられない状況にあり、自立に向けた取組の強化が必要 自立後も相談・支援等を行う社会的養護自立支援拠点の充実・強化が必要 改正児福法(R6.4施行)により、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム含む)の年齢要件が撤廃され、自立援助ホームは高齢児の受け皿として安定的な運営が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳を超えて引き続き支援が必要な者に対し、居住や生活の支援を継続する取組を行う 自立する際に経済的支援が必要な子どもに対し、就業や生活費の貸付を行い、また、進学する際の給付型奨学金を支給 社会的養護自立支援拠点のさらなる充実・強化を図る 自立援助ホームの安定的な運営を継続するため、支援や指導を行う 	○自立援助ホームの設置数 ○児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後) ○児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)
7 被措置児童等虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 里親や施設における被措置児童等虐待は子どもの権利を侵害する重大な問題 養育が困難な子どもや発達に課題を抱える子どもが増える中で、被措置児童等虐待を防ぐために、適切な支援を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利ノートによる子どもへの権利の説明や大切なお知らせ(はがき)を配布し、被措置児童等虐待と思われる行為を受けた場合に連絡できる体制を整える 専門家が施設を訪問し、権利擁護の評価や指導を行う活動を支援 里親や施設の職員の養育技術向上のため、研修を実施 	○被措置児童等虐待

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

児童相談所の業務執行体制や機能の強化、専門性の向上を図り、虐待対応力の向上を目指す。

項目	現状と課題	主な対策	目標
1 相談・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所や関係機関の虐待事案への対応力強化を高めるため、研修の強化と充実を図る 職務経験年数5年未満の若手職員の能力向上と適切な業務執行体制の確保が喫緊の課題 児童福祉法等の改正に伴い、更なる職員の増員が必要 ICTを活用し、事務の一層の効率化を図る必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の専門業務や職員の経験・能力に応じた研修を行う 児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、高い専門性を備え、柔軟で広い視野を有する職員を計画的に育成 受験者の確保に向け、専用サイト等による児童相談所で働く魅力の発信や職場説明会の実施など採用活動の強化を図る。 ICTを活用し業務の適正化と効率化を行い、職員の負担軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況 ○ 配置基準に沿った児童福祉司、児童心理司の配置
2 第三者評価の実施 一時保護機能の強化 一時保護所の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利の保障と支援の質の一層の向上を図る必要がある 一時保護中の子どもの権利を保障し、安心・安全なケアを提供するため、一時保護ガイドラインの全面改定や、一時保護施設の設備及び運営に関する基準が創設されたことから、子どもの権利擁護等、ガイドラインや基準に沿った取組を進める必要がある 里親や児童養護施設等の一時保護委託の受け皿の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価を実施し、児童相談所の質の確保・向上を図る 設備・運営基準に沿った人員配置等を行う 一時保護の際、意見聴取等措置の徹底 児童養護施設や乳児院における一時保護専用施設の整備を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護所職員に対する研修 ○ 配置基準に沿った一時保護所職員の配置
3 ケースマネジメント体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要 代替養育下においてもパーマネンシーを保障されるケースマネジメントを行うため、児童相談所における体制整備も必要 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭養育推進チームによる家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを行い、家庭引き取りや里親委託の増加、一時保護期間の短縮に繋げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童相談所へ家庭養育推進チームの配置（再掲） ○ 一時保護所の保護人数の定員超過の解消
4 児童相談所の増設・建替・執務環境の整備 児童相談所の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所(中央、市川、柏)の管轄人口は全国的にも多く、第5次答申でも管轄人口の見直しが提言 児童相談所(柏、鎌ヶ谷、君津)において、建物の老朽化、児童虐待相談対応件数の増加や職員の大幅な増員による執務室の狭隘化に加え、相談室・会議室も不足しており、執務環境の整備が必要 児童相談所(千葉市東部)については、児童虐待対応件数の増加や一時保護所の定員超過、執務室の狭隘化などの解消のため、移転・整備することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所を令和8年度までに2か所増設 柏児童相談所、鎌ヶ谷児童相談所については、令和9年度までに建替えを行う 君津児童相談所については、整備計画を策定し、整備を進める 千葉市東部児童相談所については、整備計画に基づき、早期の移転・整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県児童相談所の増設 ○ 柏児童相談所の建替 ○ 鎌ヶ谷児童相談所の建替 ○ 君津児童相談所の大規模修繕 ○ 千葉市東部児童相談所の移転・整備
5 中核市の児童相談所設置に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 船橋市、柏市が令和8年度中の児童相談所設置を予定しており、県として積極的な支援が必要 設置に向けた課題の整理を行うとともに、ケース移管や業務引継ぎを円滑に進める必要 設置後においても、継続的な支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な意見交換会を通じ、児童相談所の設置に伴う業務の移管・引継ぎを円滑に進める 研修生の受け入れ等、人材の確保・育成を両市の意向を踏まえ、計画的に行う 職員の派遣による人事交流を活用し、設置準備を進める。 設置後においても、合同の研修や会議を行うなど継続的な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船橋市における児童相談所の設置 ○ 柏市における児童相談所の設置